

令和 6 年 3 月 19 日

金融庁

「損害保険業の構造的課題と競争のあり方に関する有識者会議」 について

1. 趣旨

損害保険業をめぐるのは、昨今の保険金不正請求問題及び保険料調整行為問題を受け、関係する保険会社や代理店に対し、業務改善命令などの一連の対応を行ってきました。その中で、損害保険会社、保険代理店、企業間の関係やそれを踏まえた商慣習において不適切行為の誘因となる構造的課題や適切な競争を阻害する要因があることが認められました。

これらの問題を踏まえ、我が国損害保険市場における顧客本位の業務運営の徹底及び健全な競争環境の実現といった観点から、主に制度・監督上における必要な対応を検討するため、「損害保険業の構造的課題と競争のあり方に関する有識者会議」を開催します。

2. 構成メンバー等

会議は、学者・保険業に係る実務者などをメンバー、関係業界団体及び関係省庁をオブザーバーとし、金融庁監督局保険課が事務局を務めます。

[「損害保険業の構造的課題と競争のあり方に関する有識者会議」メンバー等名簿](#)

お問い合わせ先

金融庁 監督局 保険課

Tel 03-3506-6000（代表）（内線 3863、3340）

「損害保険業の構造的課題と競争のあり方に関する有識者会議」
メンバー等名簿

座長	洲崎 博史	同志社大学大学院司法研究科教授
メンバー	大村 由紀子	弁護士（三浦法律事務所）
	金岡 京子	東京海洋大学理事・副学長
	嶋寺 基	弁護士（大江橋法律事務所）
	滝沢 明子	デロイト・トーマツ・コンサルティング合同会社 執行役員
	中出 哲	早稲田大学商学学院教授
	永沢 裕美子	公益社団法人日本消費生活アドバイザー・ コンサルタント・相談員協会代表理事副会長
	増山 啓	三菱重工業株式会社事業リスク総括部 リスク管理室リスクマネージャー
	山下 徹哉	京都大学大学院法学研究科教授
オブザーバー	日本損害保険協会、外国損害保険協会、生命保険協会、 日本損害保険代理業協会、消費者庁、経済産業省、国土交通省 (敬称略・五十音順)	

「損害保険業の構造的課題と競争のあり方に関する有識者会議」運営要領（案）

2024年3月26日

有識者会議申合せ

（会議の運営）

第1条 損害保険業の構造的課題と競争のあり方に関する有識者会議（以下「有識者会議」という。）の議事の手続その他有識者会議の運営に関しては、この運営要領の規定するところによる。

（会議の招集）

第2条 有識者会議の会議は座長が招集する。

2 座長は、必要があると認めるときは、情報通信機器を利用して会議を開催することができる。

3 座長は、会議を招集すべき日時が決まり次第、座長が適当と認める方法により、遅滞なく公表する。

（議長）

第3条 座長は、有識者会議の議長となり、議事を整理する。

（意見の聴取）

第4条 座長は、必要に応じ、学識経験者、関係行政機関の職員その他適当と認める者の出席を求め、その意見を聞くことができる。

（会議の公開）

第5条 有識者会議の会議は公開とする。ただし、座長が必要と認めるときは、会議の一部又は全部を非公開とすることができる。

2 前項に定めるもののほか、公開に関し必要な事項は、座長が定める。

（議事録の作成及び公表）

第6条 有識者会議の議事録は、会議の都度作成し、公表するものとする。ただし、座長が必要と認めるときは、議事録の一部又は全部を公表しないものとすることができる。

2 前項に定めるもののほか、議事録の作成及び公表に関し必要な事項は、座長が定める。

（会議資料の公表）

第7条 有識者会議の資料は、原則として公表する。ただし、座長が必要と認めるときは、資料の一部又は全部を非公表とすることができる。

2 前項に定めるもののほか、資料の公表に関し必要な事項は、座長が定める。

（雑則）

第8条 この運営要領に定めるもののほか、有識者会議に関し必要な事項は、座長が定める。